

頭首工（可動堰）の保全に対する支援増に関する意見書

嬉野市の中小河川では従前より河川災害が多く発生し、水害は流域に甚大な被害をもたらすこととなり抜本的な治水対策が望まれました。国や県は昭和 30 年代から治水対策として県営事業によるダム建設や河川改修事業を実施し、水害は以前と比べ格段に少なくなりました。

また、旧塩田町を中心に水田の取水目的の固定井堰が、県からの要請に伴い河川改修工事により鋼製可動堰（38 箇所のうちゲート式 2 箇所）へと整備されました。それは固定井堰の代替補償井堰として建設され、その後県より順次農家（水田受益者）に塗装等の保守整備費の一部代金とともに引き渡されました。

頭首工から取水した水は農業用水だけでなく環境、消防用水等の多目的な水として活用されています。そのため公益性があり、農家だけでなく地域住民の用水としても活用するため、地域で保守点検等の保全に努め、将来の補修負担額に備え積立てを行ってきました。しかし、建設後 15 年から 20 年余りが経過した現在においては、塗装等の保守整備だけでなく機械等の経年劣化により複数の可動堰の修理が頻繁に増えています。可動堰の根幹部となる油圧シリンダーや油圧配管の取り換えなどは、修理費用も高額であり、国や県からの補助を受けても受益者への負担が重くのしかかっています。社会情勢の変化での人口減少、特に農家数の減少や高齢化、農業後継者不足などが現実化し、維持管理に対して大変苦慮をしている状況です。

佐賀県の農業の活性化や農地保全対策、また、住民の安全・安心な生活を守るためには、頭首工（可動堰）の保守整備等を続けていく必要があると考えています。このことから受益者負担の軽減をはかるため、これまで以上の県からの財政支援をしていただきますように切に要望いたします。

以上 地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 12 月 21 日

佐賀県嬉野市議会

佐賀県知事 山口 祥 義 様